事業主の皆様へ ～労災保険の保険料に関するお知らせ～

平成 30 年４月から令和３年１月までの間に開始した業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事に係る保険料額については変更が生じる可能性があります

平成 30 年４月以降の業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に誤りがあり、令和３年２月に修正をいたしました。これにより、平成 30 年４月以降の労務費率及び労災保険率は以下の表のとおりとなりますのでご注意ください。

工事開始時期	平成 30 年４月１日～令和３年１月 31 日		令和３年２月１日～令和３年３月 31 日	令和３年４月１日～
	Ⅰ	Ⅱ		
労務費率	18%	19%	18%	19%
労災保険率	1000 分の 64	1000 分の 62	1000 分の 64	1000 分の 62

平成 30 年４月１日から令和３年１月 31 日までの間に開始した工事については、原則として、労務費率を用いて保険料を算定している場合はⅠ、労務費率を用いず賃金で保険料を算定している場合はⅡ（労災保険率のみ使用）により保険料等を算定します。（一部例外があります）

このため、既に確定申告していただいている分についても、算定対象に平成 30 年４月１日から令和３年１月 31 日までの間に開始した業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の工事がある場合は、保険料額等が変更になる可能性があります。

＜注意事項＞

◆ 業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合のみが該当します。それ以外の場合は保険料額等に変更はありません。

◆ 単独有期事業については、該当の工事を行われている事業主様あてに厚生労働省よりご案内をさせていただいております。もし、案内が届いていない、というような場合がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

◆ 一括有期事業については、令和３年度の年度更新時に対応をさせていただきます。年度更新関係書類と合わせて手続についてご案内いたしますので、そちらをご覧ください。

＜問い合わせ先＞

本件に関してご不明点等がございましたら、下記までお電話にてお問い合わせください。

お問い合わせをいただく際、①労働保険番号、②事業場名、③ご担当者名、④ご連絡先、をお伝えいただければ、厚生労働省の担当より折り返しご連絡いたします。

労働保険適用・徴収 労災保険相談ダイヤル：**０５７０－００６０３１**

受付時間 月～金 ８：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare